

建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の基準

(目的)

第1条 本基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第4号の規定に基づく道路内の建築物の許可に関して必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

(公共用歩廊の基準)

第2条 公共用歩廊の許可基準は、原則として次に掲げる通達によるものとする。

アーケードの取扱について（昭和30年2月1日付国消発第72号、発住第5号、警察庁発備第2号）ただし、本通達のうち「がんぎ」、「仮設日よけ」に関することについては、この限りでない。

(道路の上空に設ける渡り廊下等の基準)

第3条 道路の上空に設ける渡り廊下、その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の許可基準は、原則として次に掲げる技術的助言によるものとする。

道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（平成30年7月11日付国住指第1201号、国住街第80号）

附則

この基準は平成6年10月1日より施行する。

附則

この基準は平成8年5月10日より施行する。

附則

この基準は平成19年10月25日より施行する。

附則

この基準は平成31年3月6日より施行する。